別表第四㈡の表正帽の項中「黒色かわ製の前ひさし及び銀色の丸打ひも（綿心の絹、化学繊維又はこれらの混紡とする。）の二重鎖編みの」を「黒色の革製又は合成樹脂製の前ひさし及び」に、「あごひもの」を「前ひさしの表面に黒色の布製台地を張り、その前縁に沿つて銀色モール製又は合成樹脂製の桜花桜葉模様をつける。あごひもの表面にしま織銀線をつけ、」に、「腰まわりは、紺色のフエルト地とし、銀色モール一条」を「腰回りには、生地と同色のなな子織の周章」に改め、「上部及び」を削り、「ほどこし」を「施し」に、「正面中央に二個」を「正面中央に一個」に、「附着」を「付着」に改め、同表女性第二種正帽の項中「紺青色又は白色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物」を「冬服上衣と同じ」に、「円型とし、銀色の革製又は合成樹脂製のあごひも及び銀色の丸打ひも（綿心の絹、化学繊維又はこれらの混紡とする。）の三本編みの飾りひもをつける。あごひもの両端は、帽の両側の内側において銀色のボタン各一個で留め、飾りひもの両端は、帽の両側において銀色の耳ボタン各一個で留める。形状は、別表第二㈠イの女性正帽と同じとする。」を「円型とし、黒色の革製又は合成樹脂製のあごひも及び飾りひもをつける。飾りひもの表面にしま織銀線をつけ、あごひもの両端は帽の両側の内側において、飾りひもの両端は帽の両側の外側において、わしを浮き彫りにした銀色のボタン各一個で留める。前ひさし表面の前縁に沿つて銀色モール製又は合成樹脂性の桜花桜葉模様をつける。帽の腰バンドの縁に銀色の飾線を施す。形状は、図のとおりとする。」に改め、同表帽日おおいの項を削り、同表ワイシャツの項及び女性ワイシャツの項中「第一種」を「第二種」に改め、同表ネクタイの項中「黒色又は紺色の絹織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、形状は、別表第二」を「別表第四」に改め、同表外とうの項中「冬服上衣と同じとする。」を「外側の端をそで付に縫い込み、襟側をボタン一個で留める。」に改め、同表女性外とうの項中「左前とし、肩章は、銀色の丸打ひもを二本引きそろえ四つ目編みにして、襟側に銀色のボタン一個をつける。」を「左前とする。」に改め、同表短靴の項中「又は白色」を削り、同表女性第二種短靴の項中「同じとする。」の下に「ただし、色は黒色とする。」を加え、同表飾緒の項中「金属製金具」を「布製房」に改め、「形状」の下に「及び寸法」を加え、同表帽章の項中「紺色の布製の台地に銀色モール製の太陽の上に月と星を重ね、その上部にわしを配し、太陽の両側に小雲各二個をつけたくわ型の翼を配し、月桂樹で抱ようしたものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。」を「別表第四㈠イの帽章と同じとする。」に改め、同表階級章の項を次のように改める。

階級章		
一等空佐から准空尉まで	別表第四㈠ロの礼服用階級章又は濃紺色の生地台地に銀色モールの側線を張り、桜星章及び短ざく形を銀色の糸で刺しゆう又は織り出したものとする。	
空曹長から三等空曹まで	濃紺色の生地台地に銀色モールの側線を張り、V字形線及び弧状線を銀色の糸で刺しゆう又は織り出したものとする。	
空士長以下	濃紺色の生地台地に銀色モールの側線を張り、V字形線を銀色の糸で刺しゆう又は織り出したものとする。	
形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。		

別表第四㈡の表ベルトの項中「かわ製又は綿織物」を「革製」に改め、「金属製とし、」の下に「わしの脚部をくわ型の翼で囲み、その中央下部の太陽の中に星、月及び雲を配した」を加え、同表脚はんの項を削る。

別表第四の図㈡冬服上衣及び女性第一種冬服上衣の図を次のように改める。

冬服上衣、女性第一種冬服上衣、
夏服上衣及び女性第一種夏服上衣

